

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成24年3月30日

内閣総理大臣 殿

長崎県五島市長 中尾 郁子

長崎県新上五島町長 井上 俊昭

長崎県知事 中村 法道

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

～ 椿による五島列島活性化特区 ～

地域活性化総合特別区域指定申請書（概要版）

1．指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

～ 椿による五島列島活性化特区～

2．総合特別区域について

（1）区域

指定申請に係る区域の範囲

）総合特区として見込む区域の範囲：五島列島の全域（五島市及び新上五島町）

）個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域：なし

）区域設定の根拠

本プロジェクトでは、日本一の自生椿林を有し、椿油の一大生産地である五島市と新上五島町において、椿を有効活用することにより地域活性化を目指すものであることから、五島列島の全域を指定申請に係る区域の範囲として設定する。

（2）目標及び政策課題等

指定申請に係る区域における地域活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

）総合特区により実現を図る目標

ア）定性的な目標

国境離島である五島列島が将来にわたり国境監視機能や国土の保全といった国家的役割を担い続けるためには、何よりも、著しい人口減少に歯止めをかけ、高齢者から若者まで島に定住できる環境をつくっていくことが不可欠である。五島列島全域に自生し日本一の本数(約900万本)を誇る島のシンボリックな地域資源である椿を最大限に活用した施策を展開することにより、森林環境の保全や耕作放棄地の解消といった日本全体が抱える課題解消を図るとともに、地域に根ざした地域密着型の6次産業化のモデルケースとして構築する。

イ）評価指標及び数値目標

自生椿林の活用促進と耕作放棄地への椿苗植栽による活用可能な椿林面積の拡大（評価指標）

・自生椿林の利用率 1.4%（H23年度現在） 7%（H29.3末）

・椿の植栽による耕作放棄地の解消

40ha【40,000本】（H22年度現在） 155ha【155,000本】（H29.3末）

椿関連地場産業の振興（評価指標）

・椿油の売上額 1.2億円（H22年度現在） 6億円（H29.3末）

・椿関連商品の売上額 0.26億円（H22年度現在） 0.6億円（H29.3末）

ウ）数値目標の設定の考え方

本プロジェクトは、五島列島全域に自生する椿林を最大限活用し、椿関連産業の活性化を図り地域振興に繋げていこうとするものであり、今年度実施した、五島列島内の自生椿林の分布状況や活用可能なエリア等の調査結果をもとに、本プロジェクトを推進する上で最も重要となる取り

組み毎の目標値を上記のとおり設定した。

）包括的・戦略的な政策課題と解決策

【政策課題 自生椿林の環境保全と活用促進【q）森林・林業再生】】

指定申請地域は日本一の自生椿林（900万本）を有しているが、過疎化・高齢化による森林の荒廃（未相続椿林の増加、作業環境の未整備）、椿実採取の担い手不足等の要因により、椿油等への利用率は2%以下であり、大部分が未活用の状況である。

【政策課題 に係る解決策】

- ・国庫補助事業を活用した計画的な作業道・運搬道の整備
- ・椿林を実質的に管理している者（固定資産税の納付書を送付する者）と椿実の採取者との椿林使用（椿実利用を含む）に係る契約制度の創設
- ・椿振興公社等により椿実採取を一元的に実施するシステムの構築

【政策課題 椿苗植栽による耕作放棄地の解消と椿林の拡大【p）農水産業・食品産業】】

離島である指定申請地域は、少子高齢化・人口減少に伴う農業従事者の減、離農者の増により耕作放棄地の拡大が進行している。これを解消するため椿の植栽を推進しているが、未相続農地及び所有者不在農地が多くあり、これらをいかに活用していくかが大きな課題である。

【政策課題 に係る解決策】

固定資産税納税通知書が送付される代表者の同意で利用権の設定を行えるように土地同意要件を緩和し、椿の植栽を推進するシステムを整備する。

【政策課題 椿を活用した新たな商品の開発と販路拡大【p）農水産業・食品産業】】

自生椿林の活用促進により椿油の増産が見込まれるほか、自生椿林内への作業道等の整備や除伐・断幹といった天然林改良の際に発生する葉や幹を有効に活用して、付加価値の高い椿油製品や工芸品等の開発を進めるとともに、流通ルートの開発と販路拡大を図ることが課題となる。

【政策課題 に係る解決策】

椿油は天然植物性の油の中で最も多く「オレイン酸」が含まれており、健康機能性、品質保持に優れているが、現在、食用を訴求した椿油は市場にはほとんど見当たらない。先駆的な試みとして希少価値の高い高級食用油として五島列島産椿油のブランド化に向けた施策を展開するほか、化粧品やエステ観光、工芸品の開発等に取り組む。

）取組の実現を支える地域資源等の概要

五島列島は昔からヤブツバキの自生が多く、その本数は約900万本と日本一を誇る規模である。2010年3月には、五島椿森林公園が「国際優秀椿園」に認定され、2020年には世界各国の椿研究者や愛好家らが集う「国際ツバキ大会」の五島開催が決定している。

近年、地域の貴重な資源として見直す機運が高まり、五島市と新上五島町では、島の宝である「椿」を活かした地域振興を推進するため、「五島市つばき振興計画」や「新上五島町つばき産業振興計画（つばきアイランドプラン）」を策定し、日本一、世界一の椿の島を目指す取り組みを進めている。また、椿の育成保護や愛好、地域資源としての活用などを目的に様々な団体、NPO法人等が活動しており、これらの椿関係団体と製油所、市、町、県等で五島カメラ協議

会を組織し、椿による地域活性化に地域を上げて取り組んでいる。

(3) 事業

目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

イ) 行おうとする事業の内容

自生椿林の活用促進に資する事業

ア) 事業内容

自生椿林内での作業環境の向上及び、自生椿林の活用を促進するため、作業道・運搬道を整備する。また、断幹等の改良事業を行い、森林環境の保全及び椿実等の収穫量拡大を図る。

イ) 事業実施主体：五島市、新上五島町、地元振興公社 等

ウ) 当該事業の先駆性

自生椿林の活用により特用林産物（椿実）の収穫量を拡大することが、島の森林環境保全と椿関連産業の振興の両方につながる先駆的な取り組みである。

エ) 関係者の合意状況

既に自生椿林の改良・保全等が実施されており、関係者の合意は得られている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成23年度に五島列島の自生椿林の実態調査を実施しており、その中で作業道・運搬道の整備計画も併せて作成することとしていることから、十分な熟度がある。

耕作放棄地を活用した椿林の拡大に資する事業

ア) 事業内容

耕作放棄地に椿苗を植栽し、椿林面積の拡大を図るとともに耕作放棄地の解消を図る。

イ) 事業実施主体：個人農業者、地元振興公社 等

ウ) 当該事業の先駆性

耕作放棄地に椿を植栽し、椿の森として再生整備するとともに新たなアグリビジネスの育成・発展につなげていくことは先駆的な取り組みである。

エ) 関係者の合意状況

耕作放棄地への椿苗の植栽については、五島市、新上五島町とも椿に係る振興計画に掲げており、椿苗の育苗施設の開設や椿苗の無償配布事業等を実施し、既に植栽が実施されており、関係者の合意は得られている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

耕作放棄地への椿苗の植栽については、五島市、新上五島町とも椿に係る振興計画に掲げており、椿苗の育苗施設の開設や椿苗の無償配布事業等を実施し、既に植栽が実施されており、十分な熟度がある。

椿油や椿関連商品の売上げ拡大に資する事業

ア) 事業内容

付加価値の高い椿油商品の開発等を行うため、椿油成分の分析のほか、質の高い椿油搾油技術等の研究を行うとともに、流通ルートの開発と販路の拡大を図る。

イ) 事業実施主体：県研究機関、大学、地元振興公社 等

ウ) 当該事業の先駆性

これまで椿油は美容品としてのイメージが強く、食用としての知名度は低いが、オリーブ油よりもオレイン酸が豊富に含まれ動脈硬化の予防効果もあることなどから、高級食用油としてブランド化を推進することは、先駆的な取り組みである。また、島限定の地域通貨は全国でも例がなく、観光客や帰省客等を対象とした「椿オーナー制度」に地域通貨を活用したインセンティブを設ける取り組みは先駆的である。

エ) 関係者の合意状況

椿油の食用への活用については、五島市、新上五島町とも椿に係る振興計画に掲げ、県の研究機関と連携した取り組みを推進してきており、関係者の合意は得られている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

県の研究機関を中核として、新搾油法によるオレイン酸含有率を高めた「新椿油」や椿の葉と地元五島茶を使用した高機能健康茶が開発されるなど、十分な熟度がある。

イ) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置 [a) ~ d) ですべて記入してください。]

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・各市町・県における補助事業等の実施

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・総合特区制度において森林環境保全整備事業の補助対象の拡充を求めるとともに、自生椿林内へ作業道及び運搬道を整備するための財源として「ながさき森林環境税」を活用できるような制度創設を検討中

c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・民間製油所、椿関係団体、行政機関等からなる五島カメラ協議会を設置。
- ・耕作放棄地へ植栽した椿の肥培管理を行うため、椿苗の植栽を実施した者を会員とするカタシ部会を設置。
- ・椿実生産者グループの組織化。
- ・椿の実の収穫や椿新商品の開発支援を行うための、振興公社（仮称）を設立。

d) その他地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・平成23年度から、しま特有の地域資源を最大限に活用し、しまの人口減少に歯止めをかけることを目的とする「しまは日本の宝」戦略に県・市町・民間が一体となって取り組む。

イ) 目標に対する評価の実施体制

毎年度末又は翌年度の早い時期に各実施主体が進捗状況を地域協議会に報告し、地域協議会の意見を求め、次年度以降の計画に反映させる。また、ホームページや市報・町報等で五島列島内の住民に周知を図り、意見を求める。

イ) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール（簡略に）

平成23年度	地域協議会発足、特区指定申請書提出
平成24年度以降	各実施主体による事業実施

イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成（簡略に）

平成22年1月 地域協議会の前身となる五島カメラ協議会設立
 平成23年8～12月、平成24年1月 総合特区に係るワーキンググループの開催（第1～6回）
 平成24年2月 地域協議会の開催（第1回）
 平成24年3月 総合特区に係るワーキンググループの開催（第7、8回）
 地域協議会の開催（第2回）

・メンバー構成

製油業者、椿苗木・椿実生産者グループ、観光協会、商工会議所、五島市、新上五島町、長崎県等

（アドバイザー）慶應義塾大学（SFC研究所）、九州大学、長崎大学、長崎県立大学

3. 新たな規制の特例措置等の提案について（主なもの）

提案事項名	現行制度の問題点	改善提案の具体的内容
所有者が不明である自生椿林を有効に活用するための使用権の設定【作業道・運搬道の整備】	土地（森林）所有者が不明な場合に適正な森林施業を確保する観点から、路網等の設置のために必要な他人の土地について、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により使用権の設定を可能にするよう森林法の一部改正がなされているが、椿林の保全・育成や特用林産物である椿実の収穫のための作業道・運搬道の整備を目的とする使用権の設定も可能となるような措置が必要。	自生椿林の保全・育成や自生椿林からの実の収穫を目的とした作業道・運搬道の整備のため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により使用権の設定を可能とする。
未相続となっている自生椿林を有効に活用するための特例法の制定【作業道・運搬道の整備、椿実の収穫】	死亡者名義のままとなっている自生椿林については、相続人がかなりの数に上り、島外への居住も多いことなどから、所有者の了解（過半数）を得て事業（作業道の整備、椿実の収穫）を実施することがかなり難しいため、一層の事業進捗を図る観点から相続人の代表者等の了解で事業実施が可能となるような措置が必要。	所有者の所在不明等の理由により所有者の了解（過半数）を得ることが困難な場合には、実質管理者（固定資産税納税通知書が送付される者）の了解で事業実施が可能となるよう特例法制定を求める。
未相続となっている共有農地の利用権設定に係る土地同意要件の緩和【同意の範囲】	相続人が多数いる農地について利用権を設定する場合、1/2を超える共有持分を有するものの同意が必要であるが、長年未相続のままになっている土地については、不在権利者の数が多いため、1/2を超える共有持分を有するものの同意を得ることが困難。	固定資産税納税通知書が送付される代表者の同意で利用権の設定を行えるようにする。

（その他）

- ・未相続となっている自生椿林を有効に活用するための特例措置【固定資産課税台帳の閲覧】
- ・未相続となっている共有農地の利用権設定に係る土地同意要件の緩和【利用権存続期間】【固定資産課税台帳の閲覧】
- ・森林環境保全整備事業、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、6次産業化推進整備事業、特用林産の振興（継続）＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞の補助対象範囲の拡大

地域活性化総合特別区域指定申請書

指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

～ 椿による五島列島活性化特区 ～

指定申請に係る区域の範囲

) 総合特区として見込む区域の範囲

五島列島の全域（五島市及び新上五島町）

)) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

なし

) 区域設定の根拠

五島列島は、九州の最西端に位置し、長崎市から西へ五島灘を隔てて約 100km の海上を、西南から北東へ約 150km（男女群島を含む）にわたって斜走しており、南部の五島市、北部の新上五島町の 1 市 1 町から構成されている。

本プロジェクトでは、日本一の自生椿林を有し、椿油の一大生産地である五島市と新上五島町において、椿を有効に活用することにより地域活性化を目指すものであることから、五島列島の全域を指定申請に係る区域の範囲として設定する。

指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

国境離島である五島列島が将来にわたり国境監視機能や国土の保全といった国家的役割を担い続けるためには、何よりも著しい人口減少に歯止めをかけ、高齢者から若者まで島に定住できる環境をつくっていくことが不可欠である。

五島列島では、現在、全域に自生し日本一の本数を誇る島のシンボリックな地域資源である椿の実を活用して椿油を生産しているが、過疎化・高齢化による森林の荒廃（未相続椿林の増加、作業環境の未整備）や耕作放棄地の拡大、椿実採取者の高齢化に伴う担い手不足、付加価値の高い島内生産による椿油の開発や椿の葉や幹を活用した関連製品の開発と販路・マーケットの拡大が進んでいない他、椿の種苗が島外から調達されているなどの課題が山積している。

本プロジェクトは、総合特別区域の指定により、所有者が不在あるいは未相続の椿林、農地の活用に係る規制緩和や特例法の制定、また、植栽や路網整備、関連施設整備等にかかる補助要件の緩和、椿実採取や商品開発・販売戦略を担う組織の構築などの支援措置をとることで課題を解決し、椿油の増産のみならず椿の木全てを有効に活用して、地域が一体となり「椿関連産業」の活性化に取り組んでいく。

これらの取り組みによって、日本全体が抱える森林環境の保全や耕作放棄地の解消といった問題解決を図るとともに、基幹産業である第一次産業が低迷し依然として人口減少に歯止めがかからない離島の活性化の起爆剤として、地域に根ざした地域密着型の 6 次産業化のモデルケースとして構築する。

【解説】

<取組の概要>

五島列島は昔からヤブツバキが多く自生（約 900 万本）し、椿の種子から絞った椿油は、食用や化粧用、整髪料等として住民の生活に深く関わってきた。しかしながら、かつては生活とともに手入れされ活用されてきた椿林は、過疎化や高齢化の進行により荒廃の一途をたどっている。また、椿の実の採取は、昔ながらの手摘みにより行われているが、採取者の高齢化や作業道、運搬道の未整備により五島列島での自生椿林の利用率は 2 % 以下にとどまっている状況である。

現在もこの椿を活用した地場産業として「椿油」の生産販売が行われているが、原料の絶対的収量が少ないことや、年により豊不作の差が大きく、原料の収穫が不安定であること、品質確保のため搾油作業の期間が短いこと（9 月～2 月中旬）などから、家内制手工業若しくは副業的事業の範疇にとどまっており、産業化への転換が図られてこなかった。

五島列島内には、椿の本数から推計して約 2,500ha に相当する天然椿林があると推測されるが、今年度県において実施した自生椿林実態調査によると、その約 2 割に相当する約 550ha の優良な椿林が確認されている。（自生している地形や密度から判断）

この椿林のほとんどは、作業路網の未整備や未相続等の問題により現在活用されていないが、全てを有効に活用出来れば、現在の年間生産量 20kl に加え、今後、新たに年間 100kl～150kl 程度の椿油を生産する潜在的能力を有する。（1ha 当たり 1,000～1,500 本の椿木、1 本当たり 0.18 の採油が可能）

パターン区分別面積集計表(H23五島列島椿林調査結果)

パターン区分	下五島地区		上五島地区		全 体	
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
	22.5	5.9	11.5	4.3	34	5.3
	1.3	0.30	0.0	0.00	1.3	0.20
	169	44.5	95.2	36.0	264.2	41.0
	109.1	28.7	123.1	46.5	232.2	36.0
	78.2	20.6	19.7	7.5	97.9	15.2
	0.0	0.0	15.1	5.7	15.1	2.3
計	380.1	100.0	264.6	100.0	644.7	100.0

644.7ha(規模の大きい椿林面積) - 97.9ha(利用不可能な椿林面積) = 546.8ha(利用可能な優良椿林)
〔パターン区分〕

- () 労働力を投下すれば、椿実の採取が可能な区域
- () 路網を整備すれば、椿実採取が可能な区域
- () 路網 + 断幹等改良(改良の有無:断幹、不要木の除去)が必要な区域
- () 道路はあるが高木化しているため断幹等改良する必要がある区域
- () 椿が高密度に生育しているが地形等の理由により利用不可能な区域
- () 断幹等改良済みの区域

また、将来に向けた椿林の持続的な拡大への取組みとして、長年耕作されなかったことから森林・原野化し、野菜等の栽培には不向きな状況にある「耕作放棄地」に椿苗を植栽し、5 年後には 155ha (155,000 本) の耕作放棄地を解消する。このことにより、植栽後、椿が本格的に実を付ける 10 年後以降、新たに 28kl 程度の椿油の生産が可能となる。

これらの取組みにより、将来的には五島列島における椿油の生産量は最大約 200kl となることが期待でき、平成 22 年度の全国椿油生産量 71.2kl の約 3 倍、平成 22 年度五島列島椿油生産量 28.4kl の 7 倍まで増産可能な潜在的な能力を有している。また、売上額に換算すると約 12 億円が見込まれるが、付加価値を付けて製品化することでこの額はさらに拡大が可能である。

(売上額については現行の五島列島における、約 20kl で 1.2 億円の売上額から推計)

全国の椿油生産量

単位:キロリットル

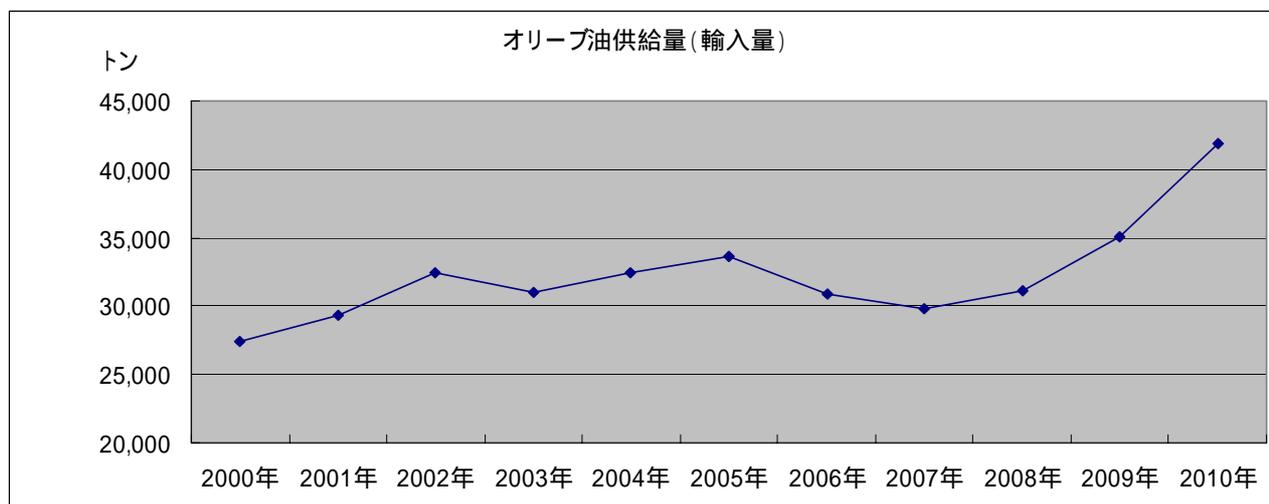
年度	19		20		21		22		
	県名	生産量	県名	生産量	県名	生産量	県名	生産量	
順位	1	長崎県	31.8	東京都	41.4	東京都	27.3	東京都	40.0
	2	東京都	21.3	長崎県	28.8	長崎県	19.0	長崎県	29.6
	3	鹿児島県	12.0	鹿児島県	5.4	鹿児島県	4.4	鹿児島県	1.4
	4	熊本県	2.0						
	5	大分県	0.1						
全国合計		67.2		75.6		50.7		71.2	
五島列島合計		31.8		28.3		17.8		28.4	

民間経済研究所の調査によると、消費者の健康志向の高まり等により健康オイルの消費量は大幅に伸長しており、その中でも 2010 年のオリーブ油はオリーブに含まれるオレイン酸の整腸作用が料理番組等で取り上げられたことなどから需要が拡大している。

日本の植物油供給量の推移(農林水産省資料)によると、平成 22 年度のオリーブ油の供給量は 41,000 t (kl) と、そのほとんどは海外からの輸入に頼っている状況である。椿油はオリーブ油以上の高級健康オイルとしての十分な可能性を秘めており、日本におけるオリーブ油市場の 1% を獲得できれば、日本国内でのシェア争いになることなく、410kl の新たな需要が発生する。

< 参考 >

オレイン酸の含有率は、オリーブオイル 70~75% に対し、椿油はさらに 10% 程度多く(85% 超)含まれる。化粧用として肌になじみ易く、保湿効果が高い、食用として悪玉コレステロールを低下させ動脈硬化予防の効果があるとされている。



また、五島市が平成 21 年度に実施したマーケティング調査（500 件）によると、椿油の名称認知者のうち、食用油として使用したことのある人は約 20%に留まっている反面、椿油が持つ健康機能性（オリーブ油を凌ぐオレイン酸含有量）や品質保持性に魅力を感じる人は多く、「使ってみよう」とする割合は約 80%と非常に高い数値を示している。

このような需要動向にあるものの、現状では、椿油の生産者（供給サイド）の状況においても、原料の収量が少なく不安定であるがゆえに家内制手工業若しくは副業的事業の範疇にとどまっており、実際の「食用椿油」がほとんど市場に流通していない現状である。

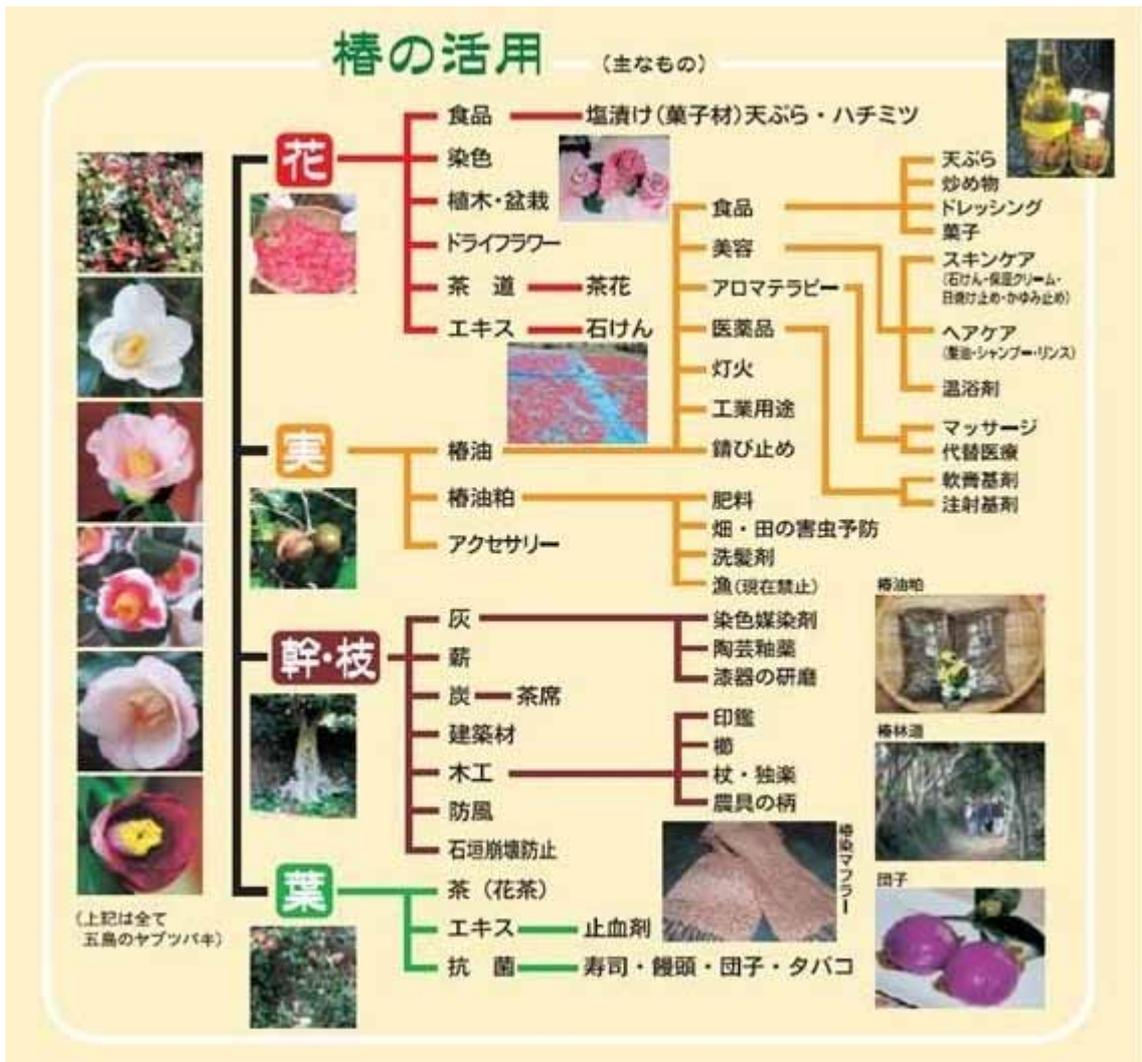
今後、総合特区を活用した取り組みを進めていくことで、原料の安定確保と増産を実現し、希少価値の高い高級食用油としてマーケットの拡大を図っていく。

また、日本で販売されている資生堂のヘアケアブランド「TUSBAKI」の原料として五島列島産の椿油を年間約 15kl 出荷しているが、資生堂は上海工場で生産を始めた「TUSBAKI」の売上高を、現行の 15～16 億円から 5 年以内に 100 億円を目指すこととしており、この点においても大きな椿油の需要が見込まれる。

さらに、椿は実だけではなく、花は食材として、葉は中性脂肪を下げるなど健康・美容効果の高い「高機能健康茶」の原料として、椿の葉・枝を焼いて作った灰は陶器の釉薬として、樫木に並ぶ硬い木は炭の材料として、油の搾りかすは肥料として使われるなど、花・実・葉・幹・枝までその全てが無駄なく活用できることから、環境にも優しく、油以外の椿関連製品の広がりがあり、製造業等の振興にも寄与する。また、3 月に入り五島列島での椿による取組の記事を見た大手企業から「椿の材木」（商品の原料）の引き合いがあっている状況である。

椿の花は、盆栽や植木としても楽しまれており、開花期が 12 月～2 月であることから、椿公園の整備や椿まつり、油絞り体験、椿オーナー制度、カメラアソムリエの育成、地域通貨制度の構築等の施策を有効に展開することにより、世界遺産候補の教会群と並ぶ冬場の観光客誘致対策として、観光産業の振興にも寄与する。

【椿の活用策一覧】



五島列島の産業の総生産額は、第1次産業約138億円(8.0%)、第2次産業約152億円(8.9%)、第3次産業約1,428億円(83.1%)という状況である。就業者数では、1次産業約5千人(15.9%) (農林業約2千人、水産業約3千人)、2次産業約5千人(16.5%)、3次産業約2万人(67.6%)となっており、かつての農業・水産業主導型の産業構造から3次産業へ移行してきているものの、依然として第1次産業の就業者の構成比は全国、本県全体と比較しても高く、農林水産業の振興が地域の課題となっている。また、第2次産業の就業者数のほとんどは建設業であり、製造業の構成比は4.9%と著しく低い状況にある。

第1次産業が衰退し、輸送コストが障壁となり新たな企業誘致が困難な離島(五島列島)において、年間売上12億円以上が期待でき、さらには観光産業への波及にも期待できる「椿を活用した産業振興」を、国境離島である五島列島の活性化の起爆剤として、また、地域に密着した6次産業化のモデルケースとして振興を図っていく。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標(1) 自生椿林の活用促進と耕作放棄地への椿苗植栽による活用可能な椿林面積の
拡大

数値目標(1-1) 自生椿林の利用率 1.4%(H23年度現在) 7%(H29.3末)

数値目標(1-2) 椿の植栽による耕作放棄地の解消
40ha【40,000本】(H22年度現在) 155ha【155,000本】(H29.3末)

評価指標(2) 椿関連地場産業の振興

数値目標(2-1) 椿油の売上額 1.2億円(H22年度現在) 6億円(H29.3末)

数値目標(2-2) 椿関連商品の売上額 0.26億円(H22年度現在) 0.6億円(H29.3末)

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標(1-1)の目標達成に寄与する事業としては、自生椿林の実態調査事業、自生椿林内への作業道・運搬道の整備事業、自生椿林の改良・保全事業及び椿実回収体制の整備事業を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

自生椿林の実態調査事業:20%(平成23年度に県の単独事業で実施)

自生椿林内への作業道・運搬道の整備事業:30%

自生椿林の改良・保全事業:30%

椿実回収体制の整備事業:20%

数値目標(1-2)の目標達成に寄与する事業としては、椿苗木植栽体制の整備事業と耕作放棄地への椿苗植栽事業を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

椿苗木植栽体制の整備事業:20%

耕作放棄地への椿苗植栽事業:80%

数値目標(2-1)の目標達成に寄与する事業としては、自生椿林内への作業道・運搬道の整備事業、自生椿林の改良・保全事業、椿実回収体制の整備事業、椿油新商品の開発促進事業及び椿の島「五島」情報発信事業を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

自生椿林内への作業道・運搬道の整備事業:20%

自生椿林の改良・保全事業:20%

椿実回収体制の整備事業:20%

椿油新商品の開発促進事業:20%

椿の島「五島」情報発信事業:20%

数値目標(2-2)の目標達成に寄与する事業としては、椿関連商品の開発促進事業及び椿の島

「五島」情報発信事業を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

椿関連商品の開発促進事業：60%

椿の島「五島」情報発信事業：40%

) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

【政策課題 自生椿林の環境保全と活用促進】

対象とする政策分野【q）森林・林業再生】

< 解説 >

指定申請地域は日本一の自生椿林（約 900 万本）を有しているが、椿油等への利用率は 2%以下とその大部分が未活用の状況である。これは作業道・運搬道の未整備、所有者不在（未相続林を含む）椿林の増加、椿林所有者の高齢化による椿実の採取の担い手不足等が大きな要因となっている。

【政策課題 に係る解決策】

(1) 森林内の作業環境の整備（作業道・運搬道）

国の補助事業を活用した計画的な作業道・運搬道の整備

【総合特区の活用】

・森林環境保全整備事業の補助対象の拡大

(2) 未相続椿林・所有者不在椿林の活用促進

実質の相続人との賃貸借契約を締結し椿林（森林）を活用

【現状】

・今年度実施した五島列島内における森林内での砂防事業や林道事業の実績を見ると、事業箇所内の森林の 32%～59%が未相続という状況であり、相続人が多数に上ることから賃貸借契約が困難な状況である。

【総合特区の活用】

・賃貸借契約の締結については、椿林を実質的に管理している者（固定資産税の納付書を送付する者）と椿実の採取者等との椿林使用（椿実利用を含む）に係る契約制度を創設する。また、椿林所有者が不明な場合にも、一定の公示手続き等を行うことで、椿林を使用（椿実の採取）できる制度を創設する。

(3) 椿林所有者の高齢化による椿実採取の担い手不足

椿振興公社が作業人夫を雇用し、椿実採取を一元的に実施するシステムを構築する。

雇用人員は最大月 180 人×2 ヶ月、年間に換算し直すと、月 30 人

< 解説 >

今年度、五島列島内における森林内での砂防事業や林道事業の実績では、事業箇所内の森林の 32%～59%が未相続であり、この割合を単純に調査により判明した優良な椿林面積 550ha に当て

はめてみると、約 180ha～330ha の面積が未相続という状況である。

この面積からは、新たに約 49kl～89kl の椿油を生産する潜在的能力を有することから、この面積の有効活用は今回の取組みにおいて不可欠であるが、未相続の山林は法律上の相続人が多数に上るため、了解の取付が難しく賃貸借契約が困難な状況であることから、活用したくても活用出来ないのが現状である。このため、事業（取組み）の一層の進捗を図る上では上記の特例措置等が有効である。

【政策課題 椿苗植栽による耕作放棄地の解消と椿林の拡大】

対象とする政策分野【p）農水産業・食品産業】

<解説>

離島である指定申請地域は、少子高齢化・人口減少に伴う農業従事者の減、離農者の増により耕作放棄地の拡大が進行している。（H22年度-約2,800ha 耕作放棄地率46.2%）

これを解消するため当該地域では「椿」の植栽を推進しており、耕作放棄地発生防止・解消活動の農林水産大臣表彰を受賞するなど成果を上げている。しかしながら、耕作放棄地には多くの未相続農地及び所有者不在農地があるため、今後さらにこの取組みを拡大し、椿の島づくりを推進していく上では、これら未相続農地及び所有者不在農地をいかに活用していくが大きな課題である。

五島地域における耕作放棄地の状況

単位:ha

市 町	経営耕地面積	耕作放棄地面積(H22全体調査)	全農地(+)	耕作放棄地率(/)(%)
五 島 市	3,273	2,039	5,312	38.4
新上五島町	41	802	843	95.1
計	3,314	2,841	6,155	46.2

耕作放棄地以外の数値については2010農林業センサスによる。

【政策課題 に係る解決策】

(1) 耕作放棄地に多い未相続農地及び所有者不在農地の活用

農業者による耕作放棄地への椿苗植栽のほか、椿振興公社を実施主体として、耕作放棄地（未相続農地及び不在地主農地）に利用権を設定し、島民が一体となって椿の植栽を推進する。また、椿の実が本格的に収穫出来るまでには約10年を要することや、実の収穫期間が短いことなどから、椿以外の収入源の確保対策として、椿の木の間を利用した「つわ」などの林間栽培の実施を検討する。

【現状】

・県が平成21年度に実施した耕作放棄地調査では、耕作放棄地の未相続の割合は、五島市では35.7%、新上五島町では74.0%という状況である。

耕作放棄地全体調査における農地(緑・黄)に係る未相続・不在地主農地の割合

市町名	耕作放棄地面積 (H20全体調査) 面積(ha)	未相続農地		不在地主農地		面積計 (ha)	比率(%)
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)		
五島市	832	90.1	10.8	207.0	24.9	297.1	35.7
新上五島町	335	222.7	66.5	25.4	7.6	248.1	74.1

耕作放棄地区分 緑:草刈などで耕作可能
黄:基盤整備を実施し農業利用すべき農地
赤:森林原野化して農地利用が不可能な農地

耕作放棄地の全体面積 2,800ha のうち、赤を除いた緑・黄の耕作放棄地を調査対象としている。

【総合特区の活用】

- ・長年未相続となっている農地は、法律上の相続人が多数に上ることから農業経営基盤強化促進法に規定されている 1/2 を超える共有持分を有する者の同意を得ることが困難であるため、利用権設定に係る土地同意要件を緩和し、固定資産税納税通知書が送付される代表者の同意で利用権の設定を行えるようにする。
- ・椿の実の収穫には最低 10 年が必要であることから、同法に規定されている 5 年の利用権設定期間では短すぎるため、事業の一層の進捗を図る上から利用権の設定期間を 20 年に延長する。

<解説>

これまで指定申請地域では、日本一・世界一の「椿の島」を目指すため、農業者による耕作放棄地への椿苗植栽のほか、道路・歩道・商店街などへの椿苗の植栽、椿森林公園の整備、つばきロードの整備など、官民一体となった取組みを実施してきた。

今後も引き続きこのような取組みを実施していくが、一方で優良な椿林のさらなる拡大を図るため、長年耕作放棄地であるため森林・原野化し、野菜等の栽培には不向きな状況にある農地に椿振興公社が実施主体となり利用権を設定した上で椿苗を植栽し椿林として再生を図る。

しかしながら、このような農地は長年未相続となっており、法律上の所有者が多数に上ることから農業経営基盤強化促進法に規定されている 1/2 を超える共有持分を有する者の同意を得ることが困難である。また、椿の実の収穫には最低 10 年が必要であることから、同法に規定されている 5 年の利用権設定期間では短すぎる。このため、事業の一層の進捗を図る上では上記の特例措置等が有効である。

【政策課題 椿を活用した新たな商品の開発と販路拡大】

対象とする政策分野【p) 農水産業・食品産業】

<解説>

椿は、花は観賞用や食材として、葉は血糖値や中性脂肪の抑制効果があるお茶として、実は美容や食用の油として、油の搾りかすは肥料として、幹は木炭やストラップ等の工艺品としてその全てを無駄なく活用できる樹木である。

自生椿林の活用促進により椿油の増産が見込まれるほか、自生椿林内への作業道等の整備や除伐・断幹といった天然林改良の際に発生する葉や幹を有効に活用して、付加価値の高い椿油製品や工芸品等の開発を進めるとともに流通ルートの開発と販路拡大を図ることが課題となる。

【政策課題に係る解決策】

(1) 付加価値の高い椿油製品や工芸品等の開発

付加価値の高い椿油商品の開発を行うため、県の研究機関や大学等と連携し、椿油の成分分析のほか、質の高い椿油搾油技術、保管方法等の研究を行い、研究結果等をもとに椿油新商品の開発を行う（美味しい食用椿油、加工品等）。

また、クスパ（国内最大級の料理教室紹介サイト）等を活用して食用椿油の活用事例を研究する。

自生椿林の改良保全事業や作業道・運搬道の整備段階で大量に発生する椿の葉や幹を活用した加工品（お茶、木炭、ストラップ等）の開発や生産量拡大に向けての支援、椿の木や葉を材料として使用する民間企業への販売アプローチ等を行う。

(2) 流通ルートの開発と販路の拡大

椿振興公社が中心となって、生産・加工・流通・販売・情報発信までを一体的に支援することで、総合的な商品戦略、販売戦略をたて販売促進につなげる。また、生産量の拡大により、業務（卸）中心の販売から、一般流通を視野にいった商品戦略を再構築する。

五島列島における椿の魅力や椿油商品の情報を島内外へ広く発信するとともに、観光客に「椿の島」五島を体感していただけるよう、椿をモチーフにした空港や港等の名称検討、道路沿いへの椿の植林、ホテル等への椿関連製品の配置・陳列、椿油によるエステの推進、椿土産品の開発、椿まつりの拡充など種々の取組を実施し、椿関連商品の販売促進と観光客の誘致に繋げる。また、観光客や帰省客等を対象とした「椿オーナー制度」を創設し、全国でも例がない島限定の地域通貨を活用したインセンティブを設ける取組を実施する。

< 解説 >

椿油は天然植物性油の中で最も多く「オレイン酸」が含まれ（85%超）ており、肌を健康に保つ効果やコレステロール値を下げ動脈硬化を予防する効果があるほか、発煙点が高く酸化や変質がしにくいため鮮度を保つ効果があるなど健康機能性、品質保持性に優れている。

現状、椿油の生産量の少なさと価格が高額なことから、食用を訴求した椿油は市場には殆ど見当たらず、先駆的な試みとして希少価値の高い高級食用油として五島列島産椿油のブランド化に向けた施策を展開する。また、五島産の椿油が資生堂のヘアケアブランド「TSUBAKI」に配合されていることから、国内にとどまらず、中国での人気が高い資生堂とタイアップし自然の美しい五島の魅力や椿の魅力、エステ観光等を中国にPRする。

椿の葉・幹の活用については、昨年12月から生産販売を開始した「五島つばき茶」の生産拡大に向けた取組や支援策の検討を進めるほか、炭・木工品・灰（釉薬）などの加工品の開発等を行うほか、関連企業への働きかけを行う。

< 参考 >

資生堂は上海工場で生産を始めたヘアケアブランド「TSUBAKI」について、5年以内に100億円の売上げを目指すとしている。(現行15億～16億円)

日本で販売されている「TSUBAKI」には、五島列島産の椿油が使用されている。

「五島つばき茶」の生産量については、3年後には3倍を目指す。(現行2tから6tへ)

政策課題間の関係性

指定申請地域は日本一の自生椿林を有し、椿は島民の生活に深く関わってきたがその活用はなかなか進まず、大きな可能性を秘めているものの産業振興等に活用しきれていないという状況である。

椿を活用した地場産業の振興を図るためには、第一義的には自生椿林の活用促進による椿林の活用可能面積を拡大することが必要であり、併せて将来に向けた椿林の持続的な拡大への取組みとして耕作放棄地への椿苗の植栽を行っていく必要がある。

これらの取組みをより推進するため、森林や未活用農地(耕作放棄地)を活用するにあたっての課題解決を総合特区により図り、最大限に活用可能となった資源を活かして地域の活性化へと繋げていくためには、新たな椿関連商品の開発や流通ルート・販路の拡大を推進しなければならない。

取組の実現を支える地域資源等の概要

地域の歴史や文化

五島列島は、西海国立公園に代表される美しい自然景観を有し、昔からヤブツバキの自生が多く、花を楽しむだけでなく、実を使った油は食用、整髪用として利用され、古くは年貢として納められるなど住民の生活に深くかかわってきた。特に戦前までは、集落ごとに小さな製油所があり、住民は山で自生椿の実を拾った帰りに製油場へ寄り、椿油に交換していた。昭和26年頃の五島の椿油生産量は日本一で、昭和30年頃までは、椿実の生産量は、全国生産量のほぼ半分を占めていた。その後安価な化学油等の代替品に取って代われ、一時期、生産は激減したが、近年、地域の貴重な資源として見直す機運が高まり、五島市と新上五島町では、島の宝である「椿」を活かした地域振興を推進するため、「五島市つばき振興計画」や「新上五島町つばき産業振興計画(つばきアイランドプラン)」を策定し、日本一、世界一の椿の島を目指す取り組みを進めている。

また、五島列島では、山林資源として椿の木を大切に保護・増殖してきた歴史があり、特に野生の椿が多く存在する久賀島では、雑木伐採の際には、椿を切り残す申し合わせが不文律として長い間守られてきた。現在その精神は、「五島市椿樹及びしきみ樹保護条例」に引き継がれている。久賀島には日本でも珍しいヤブツバキの純林(ツバキ原始林)があり、昭和47年に東岸の一部が県指定の天然記念物に指定されている。

更には、椿は備長炭にする樫木に次ぐ堅い木であるため、炭や櫛などの材料として適していて、江戸時代元禄の頃、全国的に製塩業が盛んになり、製塩業者からは優良な燃料源として五島列島の椿の木を使った薪が求められていた歴史もある。

また、島の各地に点在するカトリック教会堂のステンドグラスや建物の内観、外観の装飾に椿の

花や葉がモチーフとなっていたり、地域の行事として行われる綱引きでは綱の中心に椿を挿すなど、椿は古くから五島の人々に親しまれ、島の風景に溶け込んでいる。

地理的条件

五島列島は九州の最西端に位置し、長崎市から西へ五島灘を隔てて約100kmの海上を、西南から北東へ約150km（男女群島を含む）にわたって斜走している。面積は634.8Km²（うち有人島615.5km²）で、本県全離島の34.0%を占め、県土全体の15.5%に相当する。

島数は129（うち有人島18）、主な島は、南から福江島、久賀島、奈留島、若松島、中通島の5島で、これらの島の面積は、五島列島全体の92.6%を占めている。

極めて複雑で多くの溺れ谷を有し、見事な海蝕崖が連なった地形となっており、昭和30年にほぼ全域が西海国立公園に指定され、昭和47年には若松瀬戸（新上五島町）、竹の子島周辺（五島市）が海中公園に指定されている。

気候は、対馬暖流の影響を受け温暖ではあるが、夏には台風、冬は東シナ海に面しているため北西からの季節風が強く塩害・風害の被害により木々が生長しにくいところである。しかし、島の自然環境である急峻な地形は、効率的に日差しを受け、台風は多くの水分を供給し、温暖な気候は木々の力を蓄える等、過酷な気候風土に耐えうるヤブツバキにとって最適な条件であるといえる。

椿の本数は約900万本と日本一を誇る規模であり、密集林も数多く点在するほか、防風林として民家の庭先や畑の周囲にも植栽されている。

社会資本の現状

景観づくりのため、道路・歩道沿い、商店街など公共的な場所に椿を植栽している。また、五島市では総面積8.2haの「五島椿森林公園」を整備し、椿品種の現有数は約270種、自生するヤブツバキを含め約3,500本の椿を植栽しており、新上五島町では、(株)資生堂による椿の植林・保全ボランティア活動などにより約150本の植林が行われたほか、各地区のボランティアグループにより約1,000本の椿の植林が行われている。

また、結実量の多い苗木の植栽を進めるため、平成21年に椿苗の育苗施設を建設し、五島産ヤブツバキ苗木の生産を行っている。

平成22年には、昔ながらの椿油搾油体験・炭焼き施設を新上五島町に整備したほか、五島市に新たに建設予定の図書館には、五島ならではの本として椿に関する図書も重点的に集める計画を立てているなど、地域住民あるいは観光客が五島で椿を身近に感じることができるよう取り組みを行っている。

地域独自の技術の存在

平成20年度より、耕作放棄地への植栽を中心として、収穫や下刈り時の機械利用を想定した密度管理と低木仕立てにより、安全で作業が容易な植栽管理に取り組んでいるところである。

また、長崎県農林技術開発センター、工業技術センター等の連携プロジェクトにおいて以下のような研究開発が行われている。

断幹、幹挿し、環状剥皮などによる高性能性ツバキ林への誘導技術
従来の椿油に比べ、臭いやベタつきを抑制した新たな搾油法の開発

ツバキ葉及び花卉の食品等としての処理・加工技術を開発し、ツバキ葉を使用した高機能健康茶を製品化

地域の産業を支える企業の集積等

五島列島には5カ所の製油業者があり、住民が集めた椿の実を買い取り製油して島外の業者へ販売するほか、土産品店等で椿製品として販売が行われている。また、平成23年からは(株)資生堂が五島産の椿油を採用し、リニューアルしたヘアケアブランド「TSUBAKI」を販売するとともに、原料の木となるヤブツバキの植林・保全活動を行い、過疎に悩む離島の産業振興、環境保全に貢献している。

平成20年度から長崎県農林技術開発センターを中心として、長崎大学、長崎県立大学とも連携しながら、ヤブツバキの基本的育成技術、ツバキ油の製造法、ツバキの成分と用途開発の可能性、ツバキ油やツバキ茶の成分と機能性についての試験研究を行っている。

また、平成21年度に慶応義塾大学と長崎県との間で地域振興に関する連携協力協定を締結し、県・市町・大学とで共同して実施する「地域の強みを活かした地域力向上支援事業」において、椿を活用した地域活性化方策について検討を行い、椿の島としての認知度を向上させるための事業等を構築した。

人材、NPO等の地域の担い手の存在等

椿を愛好する住民グループが多数あり、保護、育成、活用、教育、文化など椿に関係する様々な活動が行われている。

最近では、耕作放棄地等に椿を植栽することによって安定した椿油の生産につなげることを目的とした地元農家が組織する協業体「ごとう椿苗木生産グループ」により結実量の多い苗木が育てられている。

また、地域製油所への安定生産を図ることを目的に、耕作放棄地へ椿を植栽する人達を「カタシ部会」として組織し、椿の植栽技術向上や品質管理体制の確立に取り組んでいるほか、栽培管理、実の品質、搾油技術、料理、エステ、加工など、椿に関する様々な知識を有するカメラアソムリエの育成に取り組んでいる。

地域内外の人材・企業等のネットワーク

平成21年度に、搾油業者、椿林関係団体、観光・物産・商工関連団体、生産者などで構成される「五島カメラ協議会」が設立され、椿に関する情報交換ネットワークを構築している。

また、(株)サンドラッググループ、(株)資生堂との連携による「絆プロジェクト」として、地域内に5年間で1万本の椿を植栽する計画を立てている。

そのほか、国際ツバキ協会副会長であり、NPO法人五島の椿と自然を守る会理事長の比留木博士は、学術的な観点から世界的に品種価値の高い五島椿を世界に向けてアピールしており、その尽力もあって2020年の「国際ツバキ大会」の五島市開催が決定している。

その他の地域の蓄積

椿の種子集めは農家の副業的な作業であり、体力に応じた作業ができるため、高齢者の貴重な現金収入ともなっている。椿実の採取は、昔ながらの手摘みの収穫方法が守られており、五島産椿

油の品質の高さにつながっている。

また、五島市、新上五島町ともに椿を花木として指定しており、五島市においては平成 7 年から毎年 2 月から 3 月に「五島椿まつり」を開催して、期間中には椿盆栽展、つばきマラソン、椿原生林と教会巡りなど盛りだくさんの行事が行われている。

民家の庭先には、防風林と採油のために植栽した椿並木の一部で樹齢が 350 年以上といわれる大椿も存在するほか、現在約 50 種類のヤブツバキの銘花が発掘され、濃紅地に白覆輪の中輪である「玉之浦」は、世にも珍しいヤブツバキの突然変異であり、国際ツバキ名鑑の巻頭を飾る世界的な名花として知られている。

目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

）行おうとする事業の内容

<< 自生椿林の活用促進に資する事業 >>

ア) 事業内容

自生椿林の実態調査事業（H23 年度 県単独事業）

- ・五島列島全域での自生椿林の詳細な実態調査を行い、今後活用が可能なエリアを特定するとともに、そのエリア毎にパターンを分けて活用の優先順位を示した。また、エリアごとに作業道・運搬道の整備計画の概要を作成した。
- 今後の各種事業のベースとなる調査と位置づけている。

自生椿林内への作業道・運搬道の整備事業

- ・自生椿林内での作業環境の向上を図り、自生椿林の活用を促進するため、作業道・運搬道の整備を計画的に実施する。

自生椿林の改良・保全事業

- ・森林環境の保全を図り椿実等の収穫量を増やすため、断幹、除伐、下草刈り、ツルの除去等の改良事業を行う。

椿実回収体制の整備事業

- ・椿実等の採取・供給、耕作放棄地への植栽、椿関係商品の開発支援、広報 P R 等を担うための組織として、椿振興公社（仮称）の立ち上げの検討を進める。

イ) 想定している事業実施主体

五島市 / 新上五島町 / 地元振興公社 等

ウ) 当該事業の先駆性

これまでは、自生椿林の活用範囲が限られていたため、椿油等の生産量も少なく、大きな産業振興に繋がってこなかったが、当該事業を実施することで、地域資源の有効活用が可能となり地場産業の活性化や雇用の創出に繋がるほか、除伐、下草刈り、ツルの除去等の改良事業を行い森林環境の保全を図ることでイノシシ等の有害鳥獣の生息域の拡大と被害を抑えることにも寄与する。

自生椿林の活用を促進し特用林産物（椿実）の収穫量等を拡大することが、島の森林環境保全と椿関連産業の振興の両方につながる先駆的な取り組みであり、また、地域に根ざした地域密着型の6次産業化のモデルケースとして、同様の課題を抱える地域の先駆的な取り組みとなる。

エ）関係者の合意の状況

自生椿林の改良・保全、椿の森の造成等については、五島市、新上五島町とも椿に係る振興計画に掲げ既に着手しており、関係者の合意は得られている。

オ）その他当該事業の熟度を示す事項

平成21年度に五島市では、自生椿の本数調査を行い、平成23年度には五島列島の自生椿林の実態調査（密集区域調査）を実施しており、その中で作業道・運搬道の整備計画も併せて作成することとしていることから、十分な熟度がある。

<< 耕作放棄地を活用した椿林の拡大に資する事業 >>

ア）事業内容

椿苗木植栽体制の整備事業

- ・耕作放棄地への椿苗の植栽を推進するため、椿苗木植栽体制の整備を行う。

耕作放棄地への椿苗植栽事業

- ・遊休農地（自作地）への椿苗の植栽を奨励するとともに、遊休農地（未相続農地等）に利用権を設定し、椿苗の植栽を行い椿林面積の拡大と耕作放棄地の解消を図る。

イ）想定している事業実施主体

個人農業者 / 地元振興公社 等

ウ）当該事業の先駆性

高齢化や離農者増により拡大している耕作放棄地に地域のシンボルである「椿」を植栽し、椿の森として再生整備するとともに新たなアグリビジネスの育成・発展につなげていくことは先駆的な取り組みである。

また、耕作放棄地への植栽を中心として、収穫や下刈時の機械利用を想定した密度管理と低木仕立てにより、安全で作業が容易な植栽管理を行い、女性・高齢者等の農業への参画を図る取組は先駆的であり、健康で元気な高齢者の育成にも繋がる。

エ）関係者の合意の状況

耕作放棄地への椿苗の植栽については、五島市、新上五島町とも椿に係る振興計画に掲げており、地元農家が組織した協業体による椿苗の育苗施設の開設や地元自治体による椿苗の無償配布事業等を実施し、既に植栽が実施されており、関係者の合意は得られている。

オ）その他当該事業の熟度を示す事項

耕作放棄地への椿苗の植栽については、五島市、新上五島町とも椿に係る振興計画に掲げてお

り、地元農家が組織した協業体による椿苗の育苗施設の開設や地元自治体による椿苗の無償配布事業等を実施し、既に植栽が実施されており、十分な熟度がある。

<< 椿油や椿関連商品の売上げ拡大に資する事業 >>

ア) 事業内容

自生椿林の実態調査事業（H23年度 県単独事業）【再掲】

- ・五島列島全域での自生椿林の詳細な実態調査を行い、今後活用が可能なエリアを特定するとともに、そのエリア毎にパターンを分けて活用の優先順位を示した。また、エリアごとに作業道・運搬道の整備計画の概要を作成した。
- ・今後の各種事業のベースとなる調査と位置づけている。

自生椿林内への作業道・運搬道の整備事業【再掲】

- ・自生椿林内での作業環境の向上を図り、自生椿林の活用を促進するため、作業道・運搬道の整備を計画的に実施する。

自生椿林の改良・保全事業【再掲】

- ・森林環境の保全を図り椿実等の収穫量を増やすため、断幹、除伐、下草刈り、ツルの除去等の改良事業を行う。

椿実回収体制の整備事業【再掲】

- ・椿実等の採取・供給、耕作放棄地への植栽、椿関係商品の開発支援、広報PR等を担うための組織として、椿振興公社（仮称）の立ち上げの検討を進める。

椿油新商品の開発促進事業

- ・五島列島で生産される椿油を活用した付加価値の高い椿油商品の開発を行うため、椿油の成分分析のほか、質の高い椿油搾油技術、保管方法等の研究を行い、研究結果等をもとに椿油新商品の開発を行う。（美味しい食用椿油、加工品等）また、クスパ（国内最大級の料理教室紹介サイト）等を活用して食用椿油の活用事例を研究する。

椿関連商品の開発促進事業

- ・自生椿林の改良保全事業や作業道・運搬道の整備段階で大量に発生する椿の葉や幹を活用した加工品（お茶、木炭、ストラップ等）の開発や生産量拡大に向けての支援を行う。また、椿の木や葉を材料として使用する民間企業へのアプローチ等を行う。

椿の島「五島」情報発信事業

- ・五島列島における椿の魅力や椿油商品の情報を島内外へ広く発信するとともに、観光客に「椿の島」五島を体感していただけるような種々の取組を実施し、椿関連商品の販売促進と観光客

の誘致に繋げる。また、観光客や帰省客等を対象とした「椿オーナー制度」を創設し、全国でも例がない島限定の地域通貨を活用したインセンティブを設ける取り組みを実施する。

イ) 想定している事業実施主体

県研究機関 / 大学 / 地元振興公社 / 五島市 / 新上五島町 等

ウ) 当該事業の先駆性

これまで椿油は髪付け油などの美容品としてのイメージが強く、食用としての知名度は低いが、オリーブ油よりもオレイン酸が豊富に含まれ動脈硬化の予防効果もあることなどから、高級食用油としてブランド化を推進することや椿実だけではなく、葉・幹・枝に至るまでその全てを地場産業の振興に繋げていこうとする取り組みについては、先駆的である。

また、島限定の地域通貨は全国でも例がなく、観光客や帰省客等を対象とした「椿オーナー制度」に地域通貨を活用したインセンティブを設ける取り組みは先駆的である。

エ) 関係者の合意の状況

既に椿油の食用への活用については、五島市、新上五島町とも椿に係る振興計画に掲げ、県の研究機関と連携した取り組みを推進してきており、関係者の合意は得られている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

既に県の研究機関を中核として、新搾油法によるオレイン酸含有率を高めた「新椿油」や椿の葉と地元五島茶を使用したツバキ茶が開発されている。また、高級食用油としての販売にも着手しており、十分な熟度がある。

カ) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ 椿植栽推進事業（平成 20 年度より措置 / 平成 24 年度予算額：4 百万円）
- ・ 椿栽培サポーター事業（平成 24 年度予算額：3 百万円）
- ・ つばき実買取助成事業（平成 20 年度より措置 / 平成 24 年度予算額：1.25 百万円）
- ・ 沿道つばき整備事業（平成 20 年度より措置 / 平成 24 年度予算額：0.9 百万円）
- ・ 五島椿まつり開催（平成 6 年度より措置 / 平成 24 年度予算額：2.5 百万円）
- ・ 市民椿学講座事業（平成 23 年度より措置 / 平成 24 年度予算額：0.1 百万円）
- ・ つばき苗木無料配布事業（平成 23 年度から予算措置 / 平成 24 年度予算額：7.92 百万円）
- ・ つばきの森造成整備事業（平成 24 年度予算額：3.54 百万円）

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

年号不詳	久賀村において椿樹保護条例策定
昭和 32 年	「福江市椿樹及びういきょう樹保護条例」策定
平成 16 年 8 月	「五島市椿樹及びしきみ樹保護条例」策定
平成 19 年 4 月	長崎県「ながさき森林環境税条例」施行
平成 20 年 3 月	「新上五島町つばき産業振興計画」策定

平成 21 年 3 月 「五島市椿つばき振興計画」策定

平成 24 年 2 月～ 総合特区制度において森林環境保全整備事業の補助対象の拡充を求めるとともに、自生椿林内へ作業道及び運搬道を整備するための財源として「ながさき森林環境税」を活用できるような制度創設を検討中

c) 地方公共団体等における体制の強化

平成 16 年 8 月 新上五島町振興公社 設立

(椿関係団体、行政関係団体等)

平成 19 年 10 月 五島市椿 510 万本植栽推進委員会 設立

(搾油業者)

平成 21 年 9 月 五島市搾油部会 設置

(耕作放棄地へ椿苗の植栽を実施した者)

平成 21 年 12 月 カタシ部会 設置

(製油業者、椿関係団体、行政機関等)

平成 22 年 1 月 五島カメラ協議会 設立

平成 24 年 4 月以降 椿実生産者グループの組織化 (予定)

平成 24 年 4 月以降 振興公社 (仮称) を設立 (予定)

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・平成 23 年度から各離島ごとに、しま特有の地域資源を最大限に活用し、しまの人口減少に歯止めをかけることを目的とする「しまは日本の宝戦略」に県・市町・民間が一体となって取り組む。
- ・2020 年国際ツバキ大会開催

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

数値目標 (1-1) 自生椿林の利用率 1.4% (H23 年度現在) 7% (H29.3 末)
毎年度末又は翌年度の早い時期に評価実施予定

数値目標 (1-2) 椿の植栽による耕作放棄地の解消
40ha 【40,000 本】(H22 年度現在) 155ha 【155,000 本】(H29.3 末)
毎年度末又は翌年度の早い時期に評価実施予定

数値目標 (2-1) 椿油の売上額 1.2 億円 (H22 年度現在) 6 億円 (H29.3 末)
毎年度末又は翌年度の早い時期に評価実施予定

数値目標 (2-2) 椿関連商品の売上額 0.26 億円 (H22 年度現在) 0.6 億円 (H29.3 末)
毎年度末又は翌年度の早い時期に評価実施予定

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

毎年度末又は翌年度の早い時期に各実施主体が進捗状況を地域協議会に報告し、地域協議会の意見を求め、次年度以降の計画に反映させる。

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

b) の地域協議会の意見を反映した事後評価をもとに、市・町のホームページや広報誌等で五島列島内の住民に周知を図り意見を求める。

) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

平成 23 年度 地域協議会発足、指定申請書提出

平成 24 年度 地域協議会開催（年度途中）：当該年度実施予定事業の報告

- ・各実施主体による事業の実施
- ・事後評価の実施

平成 25 年度 地域協議会開催（年度当初）：当該年度実施予定事業の報告

- ・各実施主体による事業の実施
- ・事後評価の実施

プロジェクト名	～ 槽による五島列島活性化特区～					
項目	H 2 3 (1 ~ 3 月)	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
自生槽林の活用促進と槽苗植栽による槽油の増産	槽特区の申請					
	自生槽林の実態調査					
	自生槽林の改良・保全、作業道・運搬道整備、槽実の採取、槽葉等の活用					
	槽苗木増殖事業者の育成組織化、耕作放棄地への槽苗の植栽					
	槽実回収体制及び植栽体制の整備					
	槽油製油施設等の整備					
槽関連の新たな商品の開発と販路拡大	研究機関による成分分析・搾油技術等研究・槽油新商品の開発販売					
	槽関連商品の開発促進(葉・幹等の活用)、エステの普及					
	資生堂等との連携強化					
	地域通貨制度の検討、実施 (H25.4.1実施)					
	カメラアソムリエの育成、槽オーナー制度導入・実施					

イ) 地域協議会の活動状況

平成 22 年 1 月 地域協議会の前身となる「五島カメラ協議会」設立

(当初構成員)

市町 五島市(農林課)、新上五島町(農林課)

県 長崎県(農政課)、五島振興局(林務課、農業振興班)

団体 清川製油所、今村製油所、かずら清、ごとう農業協同組合、財団法人新上五島町振興公社、NPOカメラ五島、(株)カメラスカイ、合資会社バンブー、トンメヤブ椿会、五島園芸、スウィング、つばきアイランドプラン推進協議会、椿オイル利用者団体みどりる、椿愛好者、若松B&B

事務局 五島市(農林課)

(設立目的)

協議会は営利を目的とせず、ふるさとを元気にするための「元気づくりプラン」を策定し、地域資源「椿」を活用して地域の活性化を図ることを目的とする。

平成 22 年 6 月 五島カメラ協議会開催(第2回)

平成 22 年 7 月 五島カメラ協議会開催(第3回)

平成 22 年 8 月 五島カメラ協議会専門グループ開催

・生産、美容、食、PR等の専門分野ごとに協議

平成 22 年 9 月 五島カメラ協議会開催(第4回)

平成 23 年 8 月 総合特区係るワーキンググループ開催(第1回)

・椿の振興に係る現状、課題の洗い出しを行う。

平成 23 年 9 月 総合特区係るワーキンググループ開催(第2回)

・椿の振興に係る目標設定、課題解決のための取り組み、規制緩和等の洗い出しを行う。

平成 23 年 10 月 総合特区係るワーキンググループ開催(第3回、第4回)

・目標、課題、規制緩和等を項目ごとに分類する。

平成 23 年 12 月 総合特区係るワーキンググループ開催(第5回)

・地域協議会の設立準備

・自生椿林の実態調査

平成 24 年 1 月 総合特区係るワーキンググループ開催(第6回)

・目標、課題、規制緩和等を具体化させる。

平成 24 年 2 月 地域協議会開催(第1回)

(構成員)

自治体 長崎県、五島市、新上五島町

団体 五島カメラ協議会、清川製油所、今村製油所、かずら清、ごとう農業協同組合、財団法人新上五島町振興公社、五島森林組合、ごとう椿苗木生産グループ、椿実生産者グループ、五島市観光協会、富江町観光協会、新上五島町観光協会、福江商工会議所、五島市商工会、新上五島町商工会

アドバイザー 慶應義塾大学(SFC研究所)、九州大学、長崎大学、長崎県立大学

事務局 五島市(企画課)

(設立目的)

五島列島の貴重な地域資源である「椿」を活用して地域活性化を図るため、総合特別区域法制度を活用し、五島列島の地域活性化総合特別区域の実現を図ることを目的とする。

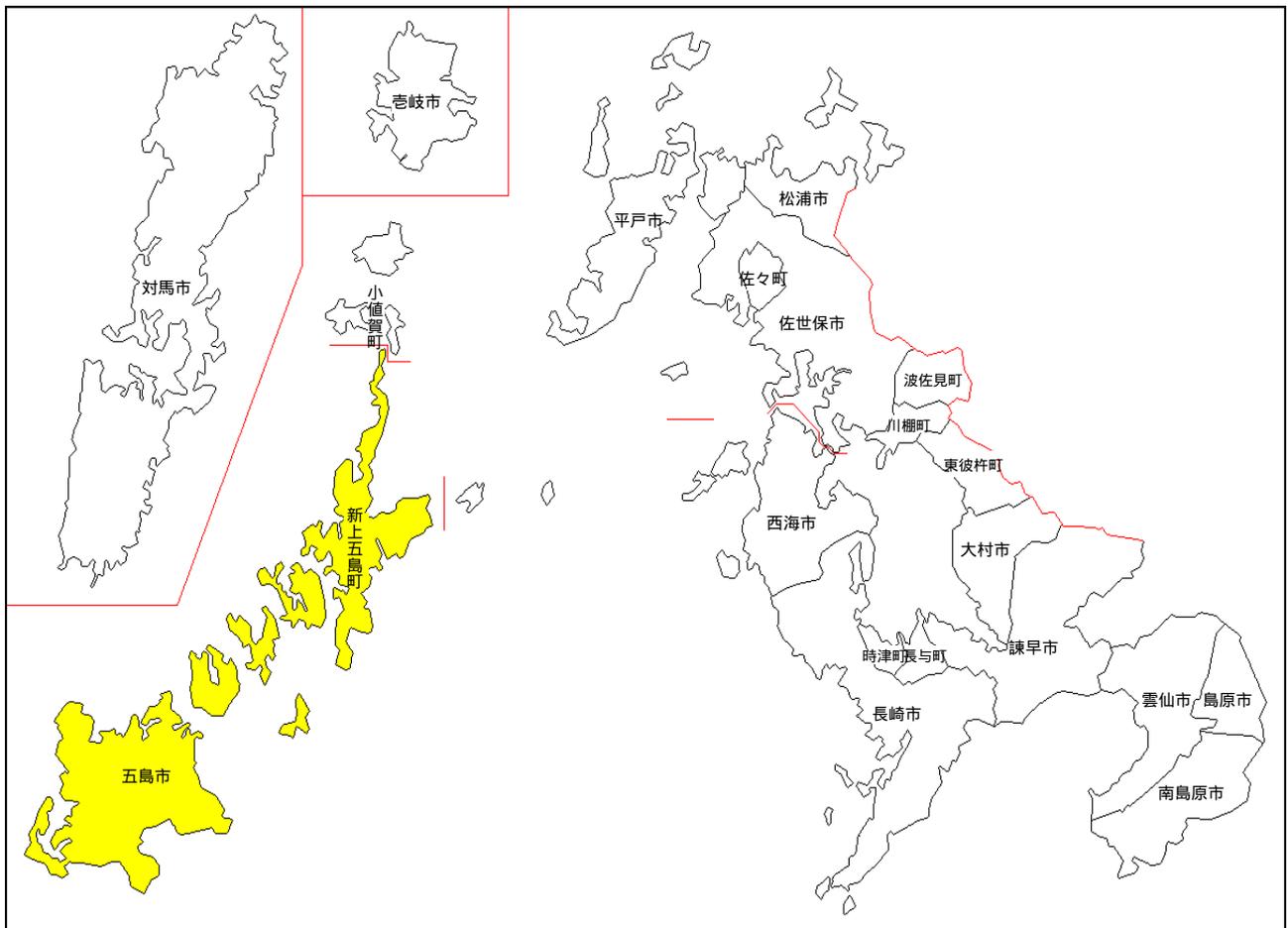
平成 24 年 3 月 総合特区係るワーキンググループ開催 (第 7 回、第 8 回)

・総合特区申請に向けた内容検討

平成 24 年 3 月 地域協議会開催 (第 2 回)

別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面

長崎県五島市、新上五島町の全域



樁による五島列島活性化特区

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成24年 3月30日

内閣総理大臣 殿

長崎県五島市長

中尾 郁子

長崎県新上五島町長

井上 俊昭

長崎県知事

中村 法道

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	椿による五島列島活性化特区協議会
地域協議会の設置日	平成24年2月28日
地域協議会の構成員	五島カメラ協議会、(株)山内産業 清川製油所、今村製油所、(有)かづら清老舗、ごとう農業協同組合、(財)新上五島町振興公社、五島森林組合、ごとう椿苗木生産グループ、椿実生産者グループ、五島市観光協会、富江町観光協会、新上五島町観光物産教会、福江商工会議所、五島市商工会、新上五島町商工会、五島市、新上五島町、長崎県
協議を行った日	平成24年2月28日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 五島市では植栽のための椿の苗木を島外の業者から購入しているが、コストを抑えるため、椿の苗木を、農業高校・県の農林技術開発センター等で生産してはどうか。 2. 島内には耕作放棄地が多く、その中には未相続の農地がたくさんある。ぜひ有効な活用を期待したい。 3. 椿に関する拠点施設の整備が必要なのではないか。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新上五島町ではH21に県・町の補助をうけて椿の種苗施設をつくった。年間5万本生産しており、五島市への椿苗木の供給について検討したい。 2. 長年耕作されなかったことにより森林・原野化し、野菜等の栽培に不向きな状況にある耕作放棄地には椿の植栽を、未相続農地については特区の規制緩和を活用して積極的に利用していきたい。 3. 拠点施設については、コンセプト、位置づけ等をきちんと整理して、2020年の国際ツバキ大会に向けて検討していく。

協議を行った日	平成24年3月8日
協議の方法	ワーキンググループ会議を開催
協議会の意見の概要	1. 申請書の内容についての意見交換を行った。
意見に対する対応	1. 上記1で出された意見について、追加修正を行った。

協議を行った日	平成24年3月15日
協議の方法	ワーキンググループ会議を開催
協議会の意見の概要	1. 申請書の内容についての意見交換を行った
意見に対する対応	1. 上記1で出された意見について、追加修正を行った。

協議を行った日	平成24年3月23日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<p>1. 椿を耕作放棄地に植栽するためには事前に、蔓や藪の処分をする必要があり相当な費用がかかる。どのように検討していくのか。</p> <p>2. 椿を植栽するだけでなく、つわを間植してはどうか。実が取れるまでの収入源や、雑草等の防止にもなり、島民の椿の植栽に対する意欲の向上にも繋がる。</p> <p>3. 自生椿林はその多くが高木化しているため、低木化を図るためには断幹が必要である。断幹の方法等を県の研究所で検討してほしい。</p>
意見に対する対応	<p>1. 蔓や藪の処分については現状の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の対象経費となっていると考えている。また、おが粉としての利用ができないか検討していく。</p> <p>2. 間植するという案は計画に幅がでるのでいい。五島列島として何を栽培していくのがベストなのかも含め、実施する方向で検討を進める。</p> <p>3. 段階的に断幹していった方がいいのか、一気に断幹した方がいいのか、県の研究所でも研究してみたい。</p>

別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
自生樺林の活用促進に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が不明である自生樺林を有効に活用するための使用権の設定（規制の特例措置） ・未相続となっている自生樺林を有効に活用するための特例法の制定（規制の特例措置） ・未相続となっている自生樺林を有効に活用するための特例措置（特例措置） ・森林環境保全整備事業の補助対象範囲の拡大（財政上の支援措置） 	
耕作放棄地を活用した樺林の拡大に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・未相続となっている共有農地の利用権設定に係る土地同意要件の緩和（規制の特例措置） ・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の補助対象範囲の拡大（財政上の支援措置） 	
樺油や樺関連商品の売上げ拡大に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化推進整備事業の補助対象範囲の拡大（財政上の支援措置） ・特用林産の振興（継続）＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞の補助対象範囲の拡大（財政上の支援措置） ・特用林産の振興施設整備事業の補助率の拡充（財政上の支援措置） 	

新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「 」を記載してください。

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成24年 3月30日

内閣総理大臣 殿

長崎県五島市長

中尾 郁子

長崎県新上五島町長

井上 俊昭

長崎県知事

中村 法道

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望

基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	五島市、新上五島町、長崎県																			
総合特別区域の名称	構による五島列島活性化特区	国際・地域の別	地域	対象地域	長崎県五島市、新上五島町の全域	計画期間	平成24年度～平成28年度（5年間）														

国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充既存	新規・拡充内容	規制改革実現必要性の有無	備考	総事業費 (単位:千円)	H24		H25		H26		H27		H28		
											うち、国費 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	国費 (単位:千円)								
1	自生樟林内への作業道・運搬道の整備事業	[目的]作業道の整備 [対象]市町 [規模]H24 45kmの見込	五島市 新上五島町	農林水産省	森林環境保全整備事業	拡充	[内容]特用林産物の収穫を目的とした作業道の開設及び運搬機械の整備についても補助対象とする [理由]作業道、運搬道の整備を計画的に行うとともに、樟林の改良保全を行い、自生樟林の活用促進を図るため	有		222,000	150,960	44,400	30,192	44,400	30,192	44,400	30,192	44,400	30,192	44,400	30,192
2	自生樟林の改良・保全事業	[目的]樟林の改良・保全 [対象]市町	五島市 新上五島町	農林水産省	森林環境保全整備事業	拡充	[内容]特用林産物の収穫を目的とした森林の環境保全も補助対象とする [理由]作業道、運搬道の整備を計画的に行うとともに、樟林の改良保全を行い、自生樟林の活用促進を図るため	有		120,000	61,200	24,000	12,240	24,000	12,240	24,000	12,240	24,000	12,240	24,000	12,240
3	耕作放棄地への植苗植栽事業	[目的]耕作放棄地を再生し、営農開始を促す経費について農業者等を支援 [対象]農業者等	農業者、公社等	農林水産省	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	拡充	[内容]自作地についても、交付金の対象とする [理由]植苗を植栽することにより精実の収穫量を高めるとともに、耕作放棄地の解消を図るため	有		320,000	160,000	64,000	32,000	64,000	32,000	64,000	32,000	64,000	32,000	64,000	32,000
4	樟油新商品の開発促進事業(施設整備)	[目的]樟油新製品製造における設備等の整備支援 [対象]生産者、連携加工業者、公社、農協等	生産者、連携加工業者、公社、農協等	農林水産省	6次産業化推進整備事業	拡充	[内容]「食品産業事業者」以外である樟油生産業者も補助対象とする [理由]樟油の生産量拡大に伴い、樟油揮油施設等の整備拡充が必要となるため	有		20,000	10,000			20,000	10,000						
5	樟油新商品の開発促進事業 樟関連商品の開発促進事業(研究)	[目的]大学等と連携した樟研究 [対象者]市町	五島市	農林水産省	地域における産学連携支援事業	既存				12,220	6,110			3,055	1,528	3,055	1,528	3,055	1,528	3,055	1,528
6	植実回収体制の整備事業	[目的]栽培サポーター試験調査 [対象者]市町	五島市	農林水産省	強い林業・木材産業づくり交付金	既存				15,000	7,500	3,000	1,500	3,000	1,500	3,000	1,500	3,000	1,500	3,000	1,500
7	樟の島「五島」情報発信事業(オーナー制度)	[目的]オーナー制度導入調査 [対象者]市町	五島市	農林水産省	強い林業・木材産業づくり交付金	既存				2,000	1,000			2,000	1,000						
8	樟油新商品の開発促進事業(品質管理)	[目的]樟油製造における品質管理、衛生管理調査 [対象者]民間事業者	五島市	農林水産省	知的財産戦略・ブランド化総合事業のうち、地域ブランド化・新需要創造支援事業	既存				4,670	2,336			2,335	1,168	2,335	1,168				
9	樟油新商品の開発促進事業(施設整備)	[目的]樟油製造における品質管理、衛生管理調査の施設整備 [対象者]民間事業者	五島市	農林水産省	特用林産の振興(継続)＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞	拡充	[内容]補助率1/2の拡充、事業主体の要件緩和 [理由]樟油の販路拡大を図るには、品質・衛生管理をクリアした施設整備が必要となるため	有		40,000	20,000					20,000	10,000	20,000	10,000		

10	植物油新商品の開発促進事業 植物油関連商品の開発促進事業 (施設整備)	[目的] 備蓄保管のための施設整備 [対象者] 民間事業者	五島市	農林水産省	特用林産の振興(継続) < 森林・林業・木材産業づくり交付金 >	拡充	[内容] 補助率1/2の拡充、事業主体の要件緩和 [理由] 植物油の生産量拡大に併せ、植物油・実を保管する施設の整備が必要となるため	有			80,000	40,000					40,000	20,000	40,000	20,000					
11	植物油新商品の開発促進事業 植物油関連商品の開発促進事業 (倉庫建設)	[目的] 植物油・実の保管倉庫の建設 [対象者] 民間事業者	新上五島町	農林水産省	特用林産の振興施設整備事業	拡充	[内容] 補助率1/2以上の拡充 [理由] 植物油の生産量拡大に併せ、植物油・実を保管する施設の整備が必要となるため				50,000	25,000			5,000	2,500	45,000	22,500							
12	植物油新商品の開発促進事業 植物油関連商品の開発促進事業 (新商品開発)	[目的] 新商品開発 [対象者] 民間事業者	五島市	農林水産省	知的財産戦略・ブランド化総合事業のうち、地域ブランド化・新需要創造支援事業	既存					21,000	10,500			10,500	5,250	10,500	5,250							
13	植物油新商品の開発促進事業 植物油関連商品の開発促進事業 (販路拡大)	[目的] 販路拡大 [対象者] 民間事業者	五島市 新上五島町	農林水産省	知的財産戦略・ブランド化総合事業のうち、地域ブランド化・新需要創造支援事業	既存					35,000	17,500	7,000	3,500	7,000	3,500	7,000	3,500	7,000	3,500	7,000	3,500	7,000	3,500	3,500
14	檜の島(五島)情報発信事業 (工場建設)	[目的] 修学旅行生等の見学対応可能なGMP認証工場の建設 [対象者] 民間事業者	新上五島町	農林水産省	特用林産の振興施設整備事業	拡充	[内容] 補助率1/2以上の拡充 [理由] 植物油の生産量拡大に併せ、植物油搾油施設等の整備拡充が必要となるため				215,000	107,500			15,000	7,500	200,000	100,000							

<記載要領>

1. 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
2. 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。また、同じ事業名で複数の財政支援措置を求める場合、事業名に続けて括弧書きで追記するなど区別ができる名称として下さい。
3. 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
4. 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体が分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
5. 「新規拡充既存」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を、既存制度による支援を要望する場合は「既存」を選択してください。
6. 「規制改革実現必要性の有無」欄には、規制の緩和が実現されないと、実施することができない事業の場合は「有」、規制の緩和が実現されなくても、実施することができる事業の場合は「無」と記載して下さい。*
7. 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。(「既存」の場合は、空欄で可)
8. 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
9. 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
10. 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。